

令和7年12月23日
国 土 交 通 省
内 閣 府

造船業再生に向けた検討会運営要領

造船業再生に向けた検討会の開催について（令和7年12月23日国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣申合せ）第4項の規定に基づき、造船業再生に向けた検討会運営要領を定める。

（会議の運営）

第1条 造船業再生に向けた検討会（以下、「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

（議事内容等の公表）

- 第2条 座長又は副座長は、検討会における議事の内容等を、検討会の終了後、速やかに、適當と認める方法により、公表する。
- 2 前項に規定する議事の内容等の公表において検討会での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
- 3 第一項及び前項の規定により議事の内容等を公表する際は、検討会において配布された資料を、原則として、併せて公表する。

（議事要旨）

第3条 共同座長又は副座長は、検討会の終了後、遅滞なく、当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。

（雑則）

第4条 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、共同座長が定める。